

令和元年度第2回射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会 資料

令和元年12月20日

【目次】

I. ヒアリング調査・まち歩き点検の報告

- I-1 関係者ヒアリング調査結果（概要）…………… 1
- I-2 まち歩き点検結果（概要）…………… 5

II. 移動等円滑化促進地区等の設定（案）

- II-1 設定の考え方（案）…………… 7
- II-2 移動等円滑化促進地区等の設定（案）…………… 8

III. 移動等円滑化促進に関する基本的な方針（案）

- III-1 基本理念（案）…………… 14
- III-2 基本目標・基本方針（案）…………… 14

I. ヒアリング調査・まち歩き点検の報告

I-1 関係者ヒアリング調査結果（概要）

（1）関係者ヒアリング調査の目的

バリアフリーマスタープランの策定に際し、高齢者・障がい者等の移動制約者から、利用頻度の高い生活関連施設や生活関連経路に関する意見を聴取するとともに、様々な立場からの生活関連施設や生活関連経路の課題やバリアフリー化に対する要望等を把握することを目的とする。

（2）調査対象・調査日

	調査対象	調査日
○ 高齢者関連団体	・射水市老人クラブ連合会 ※	令和元年 10 月 23 日
○ 障がい者関連団体	・射水市心身障害者連合会 ※	令和元年 10 月 24 日
	・射水市視覚障害者協会	令和元年 10 月 28 日
	・射水市聴覚障害者協会 ※	令和元年 10 月 24 日
	・射水市手をつなぐ育成会 ※ (知的障害)	令和元年 10 月 24 日
	・いみず苑保護者会 (知的障害)	令和元年 10 月 21 日
○ 子育て関連団体	・射水市肢体不自由児・者父母の会	令和元年 10 月 26 日
	・ワークホーム悠々 (精神障害)	令和元年 10 月 28 日
○ 子育て関連団体	・射水市母親クラブ連絡協議会 ※	令和元年 10 月 30 日

※ 射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員所属団体

（3）調査内容

調査内容	活用方法
① 市街地（市街化区域）で高齢者・障がい者等が利用する施設	・生活関連施設の絞り込み
② ①の施設間の移動が徒歩で行われる経路	・生活関連経路の絞り込み
③ ①の施設や②の経路を利用する際の課題	・バリアフリー化に向けた施設や経路の現状確認及び方策の検討
④ バリアフリー化に対する要望	

（4）調査結果（概要）

① 利用頻度の高い生活関連施設

○ 小杉地区

表 利用頻度の高い生活関連施設（小杉地区）

	施設名称	徒歩で利用	公共交通で利用	自動車利用
旅客施設	小杉駅	○	○	
官公庁施設	小杉地区センター			○
文化・交流施設	コミュニティセンター	○		○
文化・交流施設	アイザック小杉文化ホール	○		○
文化・交流施設	いみず市民交流プラザ	○	○	○
文化・交流施設	中央図書館			○
商業施設	アルビス歌の森店	○	○	○
商業施設	アル・プラザ小杉	○	○	○
商業施設	いみずのショッピングタウン		○	○
商業施設	協同組合太閤山ショッピングセンター(パスコ)	○		○
商業施設	ドラッグコスモス小杉駅店	○	○	○
公園・運動施設	アルビス小杉総合体育センター			○
公園・運動施設	小杉体育館			○
公園・運動施設	歌の森運動公園			○

※ 商業施設は、大規模小売店舗の概要に掲載の店舗

○ 新湊地区

表 利用頻度の高い生活関連施設（新湊地区）

	施設名称	徒歩で利用	公共交通で利用	自動車利用
旅客施設	西新湊駅	○	○	
旅客施設	新町口駅	○	○	
旅客施設	中新湊駅	○	○	
官公庁施設	新湊地区センター			○
病院	射水市民病院		○	○
文化・交流施設	コミュニティセンター	○		○
文化・交流施設	高周波文化ホール	○	○	○
文化・交流施設	新湊交流会館	○	○	○
文化・交流施設	新湊図書館	○	○	○
商業施設	カモン新湊ショッピングセンター	○		○
公園・運動施設	新湊アイシン軽金属スポーツセンター		○	○
その他施設	海王丸パーク			○
その他施設	川の駅新湊			○
その他施設	第一イン新湊			○

※ 病院は、富山県病院一覧に掲載の病院

※ 商業施設は、大規模小売店舗の概要に掲載の店舗

○ 大門・大島地区

表 利用頻度の高い生活関連施設（大門・大島地区）

	施設名称	徒歩で利用	公共交通で利用	自動車利用
旅客施設	越中大門駅	○	○	
官公庁施設	射水市役所		○	○
官公庁施設	射水市役所 大島分庁舎			○
官公庁施設	大門地区センター			○
官公庁施設	保健センター			○
病院	真生会富山病院		○	○
文化・交流施設	コミュニティセンター	○	○	○
文化・交流施設	大門総合会館	○	○	○
文化・交流施設	大島絵本館			○
商業施設	アプリオ		○	○
商業施設	イータウン		○	○
商業施設	クスリのアオキ新大門店	○		○
商業施設	サンコー大門店	○		○
公園・運動施設	大門総合体育館			○
公園・運動施設	ヨシダ大島体育館			○
公園・運動施設	大島中央公園			○

※ 病院は、富山県病院一覧に掲載の病院

※ 商業施設は、大規模小売店舗の概要に掲載の店舗

② 主なバリアフリー上の意見・要望

○ 各地区共通

	主なバリアフリー上の意見・要望
障がい者（視覚障がい）	・積雪時には、白線や視覚障がい者誘導用ブロックが見えなくなる。
障がい者（聴覚障がい）	・駅前にタクシーが少ない。
障がい者（肢体不自由）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設間を結ぶ公共交通の利便性が低い。 ・クローバースタンドを表示している自動車が配慮してもらえない。 ・交差点の横断時間時間を要するが、自動車運転手に配慮してもらえない。 ・バリアフリー化されたバスの台数が少ない。 ・バスの乗降に際して、運転手に配慮してもらえない（歩道との段差等）。 ・障がい者等優先駐車場を健常者が利用しており、利用できないことが多い。 ・障がい者が日常生活を送る上で何らかの介助が必要になるが、これを担うボランティアの数が少ない。 ・健常者が障がい者に交わる機会が少ないため、理解してもらえない。
障がい者（知的障がい）	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレや障がい者等優先駐車場を健常者が利用しているため、利用できないことが多い。 ・公共交通の案内板に平仮名の表記がなく、情報を理解できない。 ・クローバースタンドを表示している自動車が配慮してもらえない。 ・パーキングパーミット制度が、富山県では実施されていない（令和2年度実施予定）。

○ 小杉地区

	主なバリアフリー上の意見・要望
障がい者（視覚障がい）	<ul style="list-style-type: none"> ・小杉駅の地下道の階段について、段鼻が見にくく、段差前に停止喚起のための視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 ・公共交通機関の時刻表が見にくい。 ・コミュニティバス等の運行本数が少ない。 ・コミュニティバス等の運行経路が長い。
障がい者（肢体不自由）	<ul style="list-style-type: none"> ・小杉駅構内のエレベーターを利用したいが、入場券の購入が必要となる。 ・アイザック小杉文化ホールは、施設内に高低差や段差があり、利用しにくい。
障がい者（精神障がい）	<ul style="list-style-type: none"> ・小杉駅の地下道が暗く、雨漏りもあり、雰囲気も悪い。 ・県道富山高岡線南側の歩道幅員が狭く、路面の割れもある。 ・車通りが多い市道で、歩道のない場所がある。 ・一番町踏切や中央通り一丁目踏切の幅員が狭い。 ・小杉駅東側の下条川沿いの2箇所の地下道は、暗く、勾配も急で、雰囲気が悪い。壁も崩落している。 ・コミュニティバス等の運行本数が少ない。
子育て世代	・歌の森運動公園の排水路に柵がなく危険。

○ 新湊地区

	主なバリアフリー上の意見・要望
障がい者（視覚障がい）	・万葉線駅の中には、段差がある部分に段差が明示されていない駅がある。
障がい者（肢体不自由）	<ul style="list-style-type: none"> ・新町口駅のスロープの勾配が強すぎる。 ・万葉線では、乗車できる車両がイトラムに限られる。 ・高周波文化ホール <ul style="list-style-type: none"> ①駐車場から施設入口の間にあるスロープの勾配が強すぎる。 ②駐車場側の入口の自動ドアの下部のレールの高さが高い。 ③降雪時に敷設されるシートの穴が深く、杖が引っかかりやすい。 ④施設内に段差がある。 ・歩道に不陸があり、歩行しにくい。 ・歩道と車道の間段差があり危険。 ・中新湊商店街の歩道に、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。
子育て世代	・歩道に凹凸があり、歩行しにくい。

○ 大門・大島地区

	主なバリアフリー上の意見・要望
高齢者	・越中大門駅にエレベーターがなく、構内の移動に負担がある。
障がい者（聴覚障がい）	・越中大門駅にはエレベーターがなく、構内の移動に負担がある。
障がい者（肢体不自由）	・越中大門駅にはエレベーターがなく、車椅子使用者が利用できない。
障がい者（知的障がい）	・越中大門駅にはエレベーターがなく、構内の移動に負担がある。
障がい者（精神障がい）	<ul style="list-style-type: none"> ・市道大島北野鷲塚線は、車通りが多いが歩道が狭い。 ・射水市役所にアクセスするコミュニティバスの本数が少ない。

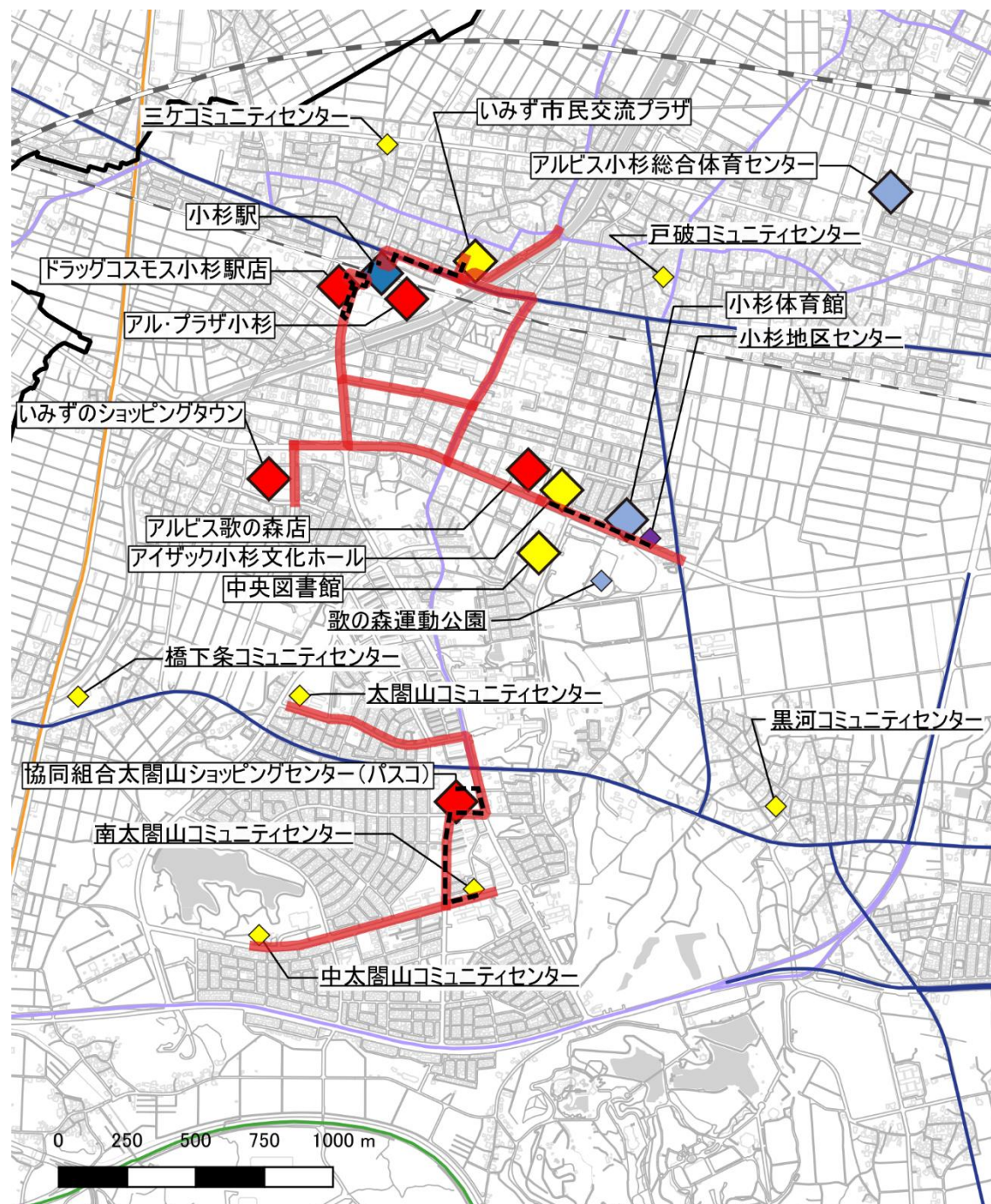
(5) 関係者ヒアリング調査結果を踏まえた生活関連施設（案）及び生活関連経路（案）の設定

○ 設定の考え方

- ① 既往アンケート調査や関係者ヒアリング調査を踏まえ、利用頻度の高い生活関連施設（案）を設定
- ② ①の施設及び公共交通の状況を考慮し、生活関連経路（案）を設定

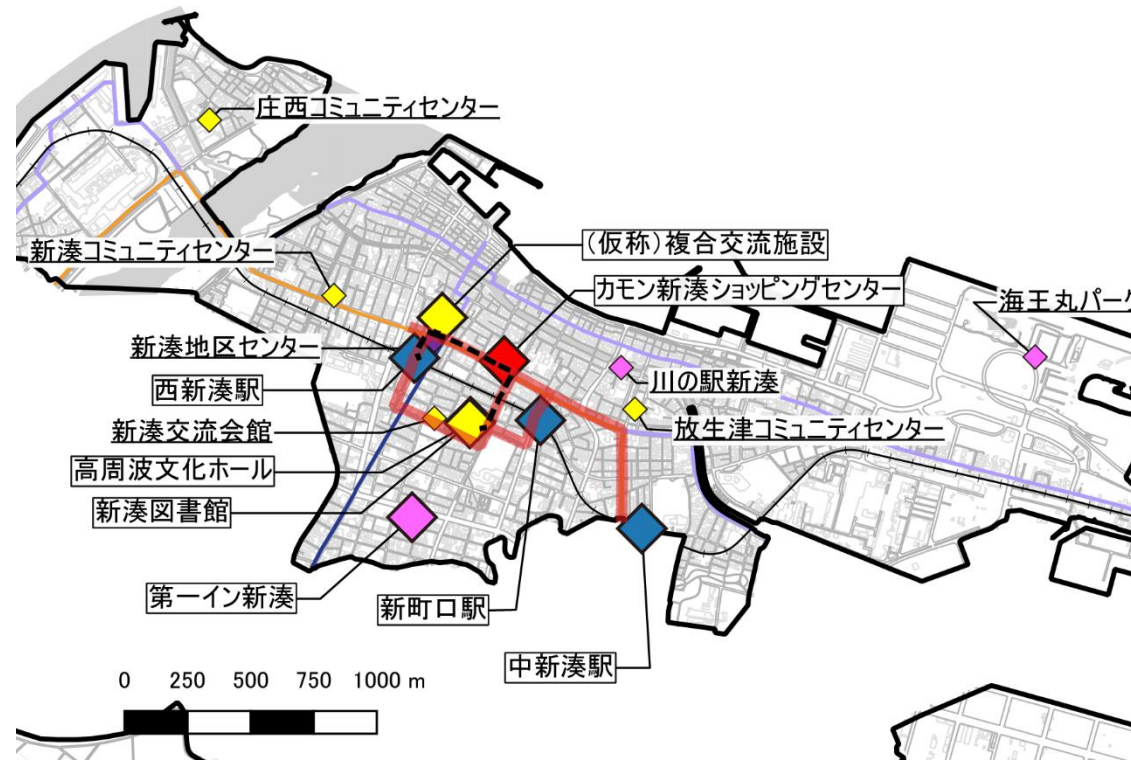
○ 小杉地区

図 生活関連施設（案）及び生活関連経路（案）



○ 新湊地区

図 生活関連施設（案）及び生活関連経路（案）



○ 大門・大島地区

図 生活関連施設（案）及び生活関連経路（案）



凡例	
経路	
—	生活関連経路(案)
- - -	まち歩き点検ルート
◇	利用頻度の高い特別特定建築物
◇	利用頻度の高い特別特定建築物
利用頻度の高い生活関連施設	
◆	①旅客施設
◆	②官公庁施設
◆	③福祉施設
◆	④病院
◆	⑤文化・交流施設
◆	⑥商業施設
◆	⑦学校等
◆	⑧公園・運動施設
◆	⑨その他施設
鉄道	
—	北陸新幹線
—	あいの風とやま鉄道線
—	万葉線
道路	
—	主要地方道
—	一般県道
—	高速道路
—	国道
□	地区界

I-2 まち歩き点検結果（概要）

（1）まち歩き点検の目的

バリアフリーマスタープランの策定に際し、想定される生活関連施設(案)や生活関連経路(案)の現地踏査を実施することで、これらの具体的な課題を明確化するとともに、移動制約者や施設管理者による課題の共有を図ることを目的とする。

（2）参加者

	所属	参加者数
○ 移動制約者	・射水市老人クラブ連合会	1名
	・射水市心身障害者連合会	1名
	・射水市手をつなぐ育成会	1名
	・社会福祉法人射水市社会福祉協議会	1名
	・射水市母親クラブ連絡協議会	1名
○ 施設管理者	・あいの風とやま鉄道株式会社	1名
	・万葉線株式会社	1名
	・海王交通株式会社	1名
	・北陸信越運輸局交通政策部	1名
	・富山県高岡土木センター	1名
○ 事務局	・射水市企画管理部政策推進課	2名
	・射水市市民生活部生活安全課	1名
	・射水市福祉保健部地域福祉課	1名
	・射水市福祉保健部社会福祉課	1名
	・射水市都市整備部都市計画課	1名
	・射水市都市整備部道路課	2名
	・(株)新日本コンサルタント	2名
計	20名	

（3）点検日

・令和元年 11月15日（金）13:00～16:30

（4）点検行程

	点検ルート	点検方法
小杉地区	○ いみず市民交流プラザ～小杉駅北口～小杉駅地下道～小杉駅南口～市道小杉駅南線	・まち歩きによる点検
	○ パスコ～南太閤山コミュニティセンター	・バス車中からの点検
	○ 小杉地区センター～アイザック小杉文化ホール	・バス車中からの点検
新湊地区	○ 新町口駅	・まち歩きによる点検
	○ 高周波文化ホール～カモン新湊ショッピングセンター～(仮称)複合交流施設～西新湊駅	・まち歩きによる点検
○ 意見交換		

（5）点検内容

点検内容	活用方法
① 生活関連施設(案)・生活関連経路(案)の現状及び課題の確認	・バリアフリー化に向けた施設や経路の現状及び課題の確認
② 移動制約者や施設管理者による現状及び課題の共有	・バリアフリー関連施策の促進

(6) 点検結果 (概要)

① 小杉地区

	主な意見・要望
歩道 (道路)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の幅員が狭い。 植栽や電柱、バス停、民地側からの草の繁茂により有効幅員が狭い。 路面の損傷や側溝蓋の納まりの悪さにより、路面に段差がある。 植栽により舗装面の割れや段差が生じている。 側溝蓋の割れがみられる。 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない箇所がある。 視覚障がい者誘導用ブロックが変色し見にくい箇所がある。
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの設置方法に問題がある箇所がある。 音響式信号機の音量が小さく、聞き取りづらい。 音響式信号機が設置されていない箇所がある。
地下道	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 暗く、監視カメラが必要。 小杉駅北口と南口との連絡通路であることの表示が必要。 階段の手すりの高さが問題。 階段の段差の境目が見にくい。 スロープの幅員が広すぎるため、自転車と歩行者の通行帯の区分が必要。 スロープに滑り止めが設置されているが、かえって躓きやすいのではないかと。 天井の漏水対策が必要。 舗装の一部が破損している。
バス停	<ul style="list-style-type: none"> バス降車場と駅舎との間の視覚障がい者誘導用ブロックがない (北口)。 駅舎とバス乗車場との間の視覚障がい者誘導用ブロックがない。 時刻表が見づらい (文字が小さい、行き先が分からない等)。
駅舎	<ul style="list-style-type: none"> ○共通 <ul style="list-style-type: none"> 券売機や窓口のカウンターが浅く、車いすで使いにくい。 券売機のタッチパネル (のボタンが小さく) 使いづらい。 ○北口 <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの設置箇所が悪い。 ○南口 <ul style="list-style-type: none"> 入口の幅が狭い。 入口に段差がある。
公衆トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○北口 <ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレがない。 ○南口 <ul style="list-style-type: none"> ベビーチェアやオストメイトが設置されていない。 出入口に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 入り口のスロープの勾配が強い。 多目的トイレの案内が不十分。
商業施設敷地出入口	<ul style="list-style-type: none"> 段差がある。 施設出入口への標識が必要。

② 新湊地区

	主な意見・要望
歩道 (道路)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の幅員が狭い。 側溝蓋がないため危ない箇所がある。 民地からの植栽のはみ出しにより有効幅員が狭い箇所がある。 舗装面 (タイル) に割れがある箇所がある。 舗装面が滑りやすい箇所がある。 視覚障がい者誘導用ブロックに割れや浮き、段差、欠損がある箇所がある。 歩車道境界ブロックが低すぎて危険な箇所がある。
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> 白線が見にくい箇所がある。
バス停	<ul style="list-style-type: none"> 時刻表の文字が小さい。
踏切	<ul style="list-style-type: none"> 幅員が狭い。 踏切に歩車道の境目がないので危ない箇所がある。
駅施設	<ul style="list-style-type: none"> ○共通 <ul style="list-style-type: none"> 階段に融雪装置 (パイプ) が露出しているため危ない。 ○新町口駅 <ul style="list-style-type: none"> 施設が全体的に老朽化している。 階段の蹴上げが高い。 階段に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 スロープの勾配が強い。 スロープが設置されていない箇所がある。 スロープに視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 プラットホームに段差がある。 ○西新湊駅 <ul style="list-style-type: none"> スロープの視覚障がい者誘導用ブロックが途切れている箇所がある。 駅舎の出入口に段差がある。 駅舎の出入口に融雪パイプが露出しているため危ない。 駅舎に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 駅舎の時刻表の文字が小さい。
施設出入口	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界付近の歩道の幅員が狭い施設がある。 敷地境界付近の歩道に段差がある施設がある。 視覚障がい者誘導用ブロックが損傷している箇所がある施設がある。 歩道とのすりつけ勾配が強い施設がある。 入口幅が狭い施設がある。

Ⅱ. 移動等円滑化促進地区等の設定（案）

Ⅱ-1 設定の考え方（案）

（1）移動等円滑化促進地区

① 移動等円滑化促進地区の要件

バリアフリーマスタープランへの位置づけが必要となる移動等円滑化促進地区は、以下の要件を満たす必要がある。

表 移動等円滑化促進地区の要件（移動等円滑化促進方針（マスタープラン））

バリアフリー法	移動等円滑化促進方針に関する基本方針
イ 生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設 をいう。以下同じ。）の 所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 であること。 【配置要件】	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。 また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。
ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する 一般交通用施設 （道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について 移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区 であること。 【課題要件】	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進する必要がある地区であることが必要である。 このため、高齢者、障がい者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設利用の状況、土地利用及び諸機能の集積実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要である。
ハ 当該地区において 移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区 であること。 【効果要件】	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化を促進することが、有効かつ適切であると認められることが必要である。

② 設定の考え方

移動等円滑化促進地区の要件を踏まえ、本バリアフリーマスタープランでは、以下のような考え方にに基づき、移動等円滑化促進地区を設定する。

- (A) 射水市都市計画マスタープラン又はバリアフリーや都市整備に関する関連計画に位置づけられている地区を考慮し、移動等円滑化促進地区を設定する
 - (A-1) 射水市都市計画マスタープラン全体構想に位置づけられている都市中核拠点（複合交流施設周辺、小杉駅及び本庁舎周辺）
 - (A-2) 小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想に位置づけられている重点整備地区
 - (A-3) 都市再生整備計画に位置づけられている地区（小杉地区、新湊地区、(大門・大島地区)）
- (B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区を、移動等円滑化促進地区に設定する
 - (B-1) 重点整備地区の設定がある地区は、重点整備地区を包含
 - (B-2) 重点整備地区の設定がない地区は、主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定
- (C) 地区面積は、概ね400ha未満とする（境界は、道路等の地形地物により区分）
- (D) 生活関連施設の立地・集積状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定する
 - (D-1) 生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物※に該当するものが概ね3施設以上所在する地区を選定
 - (D-2) (D-1)の施設のうち、高齢者や障がい者等の利用頻度が高く、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる施設を含む地区（既往アンケート調査や関係者ヒアリング調査の結果を反映）
- (E) 高齢者人口の集積状況（人口密度）やまちづくりの状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定する

※ 特別特定建築物

- ・バリアフリー法第2条第17号に規定された「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物」
- ・床面積が2,000㎡以上（公衆便所については50㎡以上）の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務
- ・床面積が2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

Ⅱ-2 移動等円滑化促進地区等の設定 (案)

(1) 小杉地区

① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路の設定

図 上位・関連計画に位置づけられている地区・生活関連施設の立地状況
・高齢者人口の分布状況 (小杉地区)

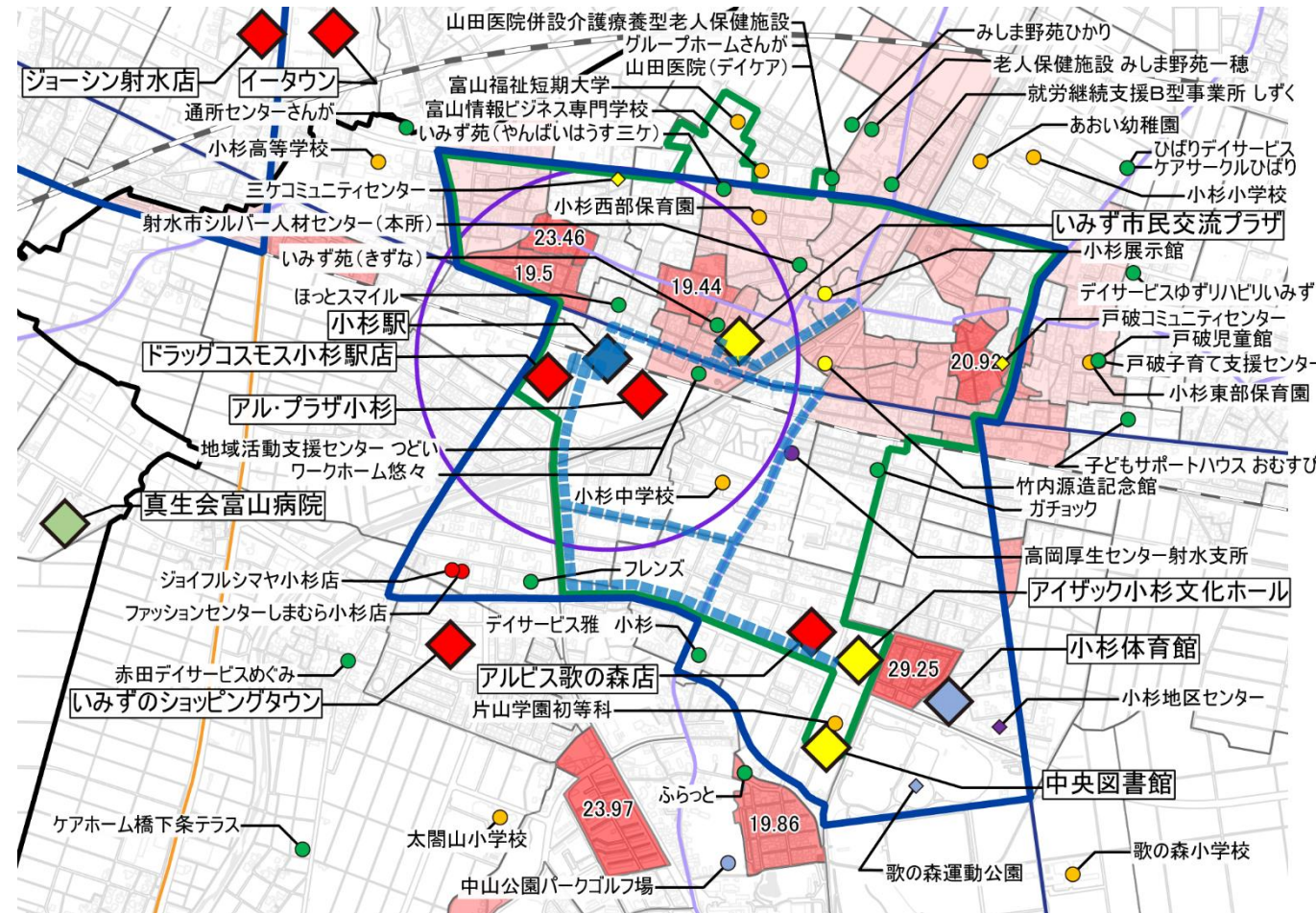
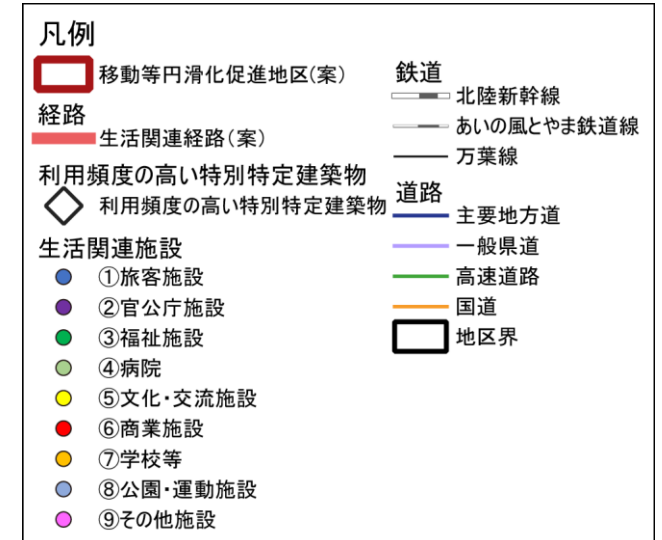
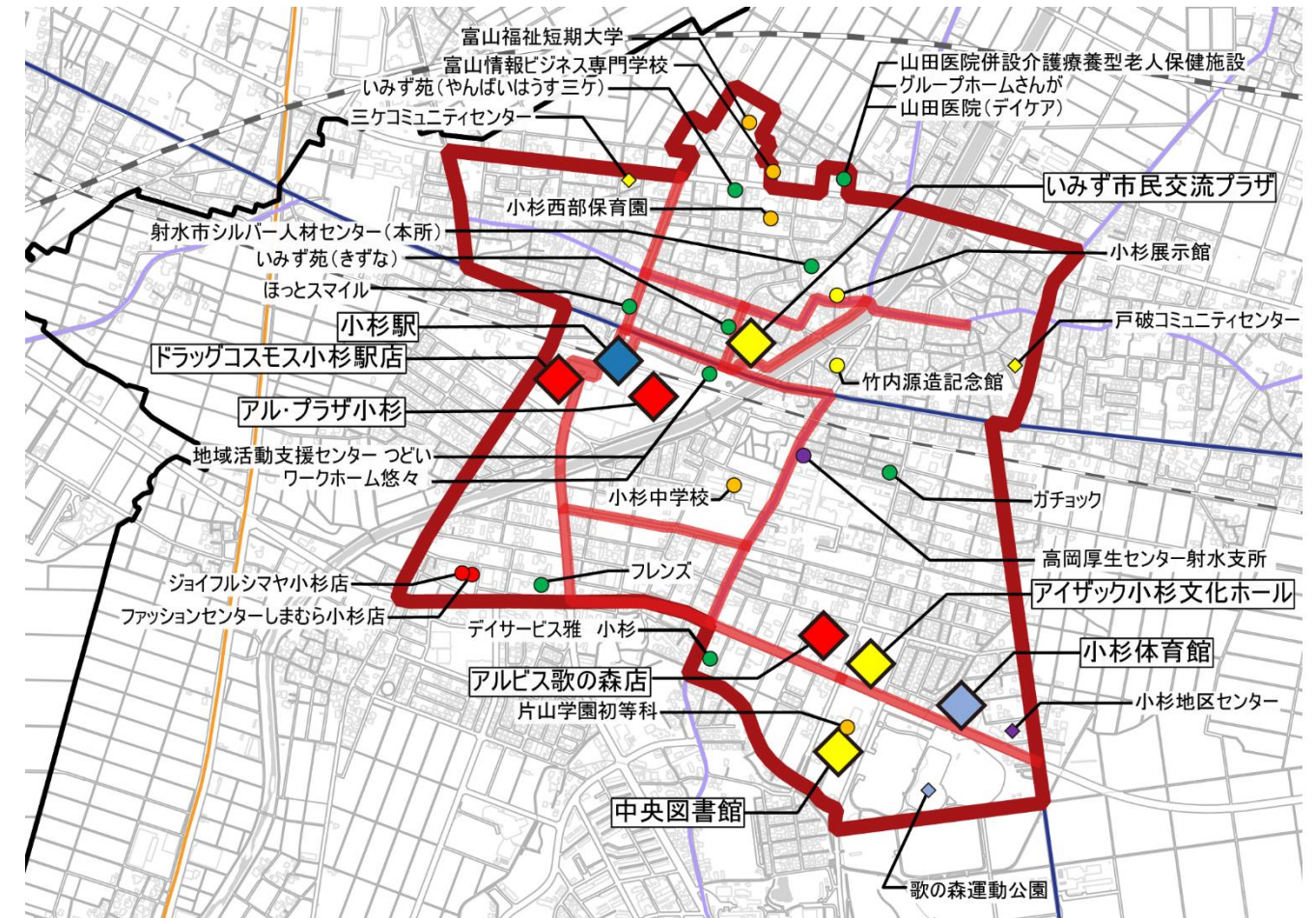


図 移動等円滑化促進地区・生活関連経路 (小杉地区)



② 生活関連施設の設定

表 生活関連施設一覧（小杉地区）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		・小杉駅
特別特定建築物	文化・交流施設	・アイザック小杉文化ホール ・いみず市民交流プラザ ・中央図書館
	商業施設	・アルビス歌の森店 ・アル・プラザ小杉 ・ドラッグコスモス小杉駅店
	公園・運動施設	・小杉体育館
特別特定建築物以外	官公庁施設	・小杉地区センター ・高岡厚生センター射水支所
	福祉施設	・デイサービス雅 小杉 ・山田医院（デイケア） ・山田医院併設介護療養型老人保健施設 ・グループホームさんが ・射水市シルバー人材センター（本所） ・ワークホーム悠々 ・ガチョック ・いみず苑（やんばいほうす三ヶ） ・いみず苑（きずな） ・地域活動支援センター つどい ・フレンズ ・ほっとスマイル
	文化・交流施設	・三ヶコミュニティセンター ・戸破コミュニティセンター ・小杉展示館 ・竹内源造記念館
	商業施設	・ジョイフルシマヤ小杉店 ・ファッションセンターしまむら
	学校等	・富山福祉短期大学 ・富山情報ビジネス専門学校 ・小杉中学校 ・片山学園初等科 ・小杉西部保育園
	公園・運動施設	・歌の森運動公園

③ 移動等円滑化促進地区の特性

表 移動等円滑化促進地区の特性（小杉地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置づけ	・「都市中核拠点」に位置づけ（射水市都市計画マスタープラン全体構想） ・重点整備地区に位置づけ（小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想） ・都市再生整備計画区域に位置づけ（小杉地区）
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	・重点整備地区を包含（重点整備地区の設定あり）
(C) 地区面積	・約 200ha
(D) 生活関連施設の立地・集積状況	・計 34 施設の生活関連施設が集積 ・生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物に該当するものが計 8 施設所在 ・上記の 8 施設は、相当数の高齢者や障がい者等が近接する施設間を徒歩で移動することが見込まれる施設
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	・高齢者人口密度が高い地区を網羅 ・小杉駅周辺地区では、地区の再生に向けたまちづくりが活発化

(2) 新湊地区

① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路の設定

図 上位・関連計画に位置づけられている地区・生活関連施設の立地状況
・高齢者人口の分布状況（新湊地区）

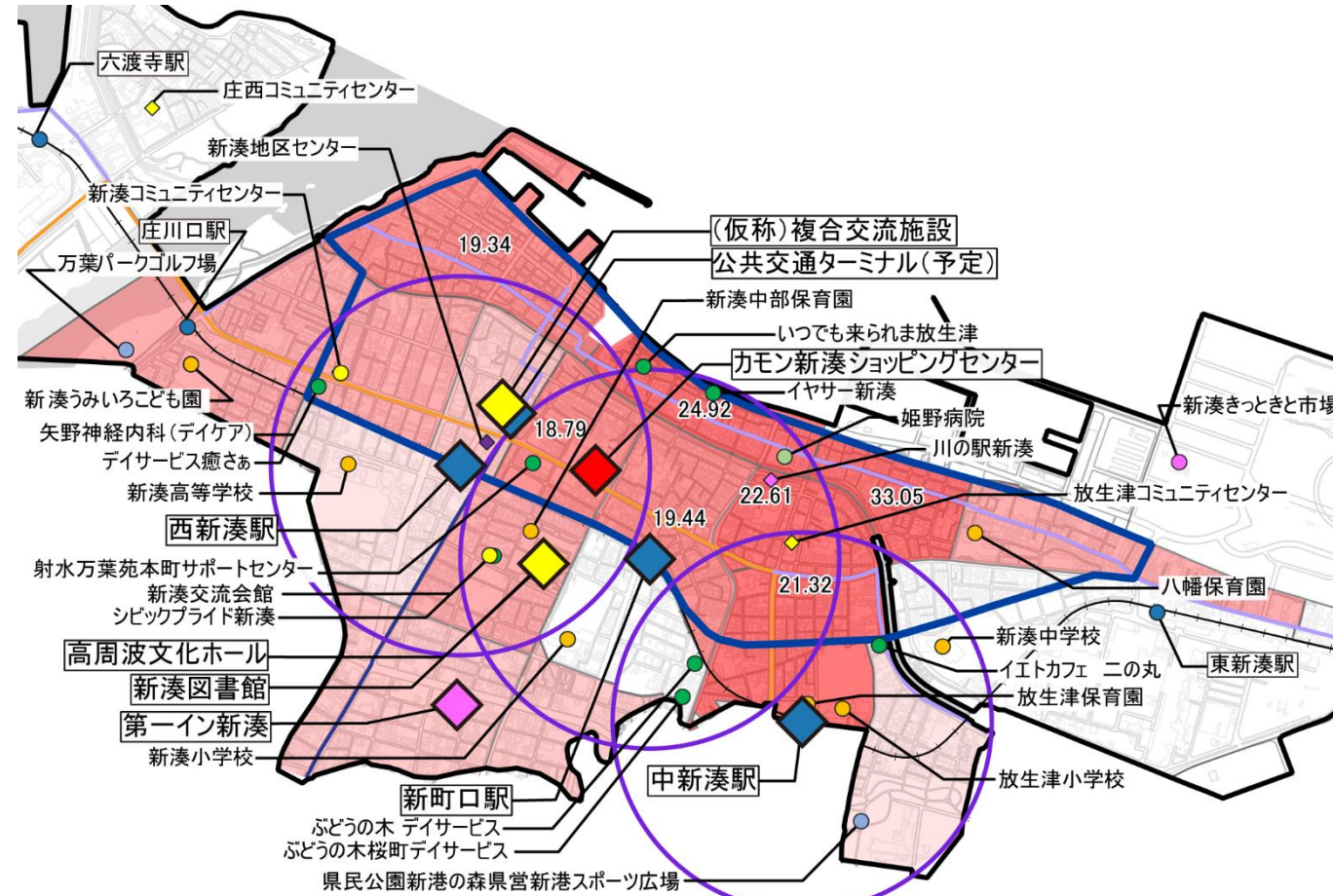
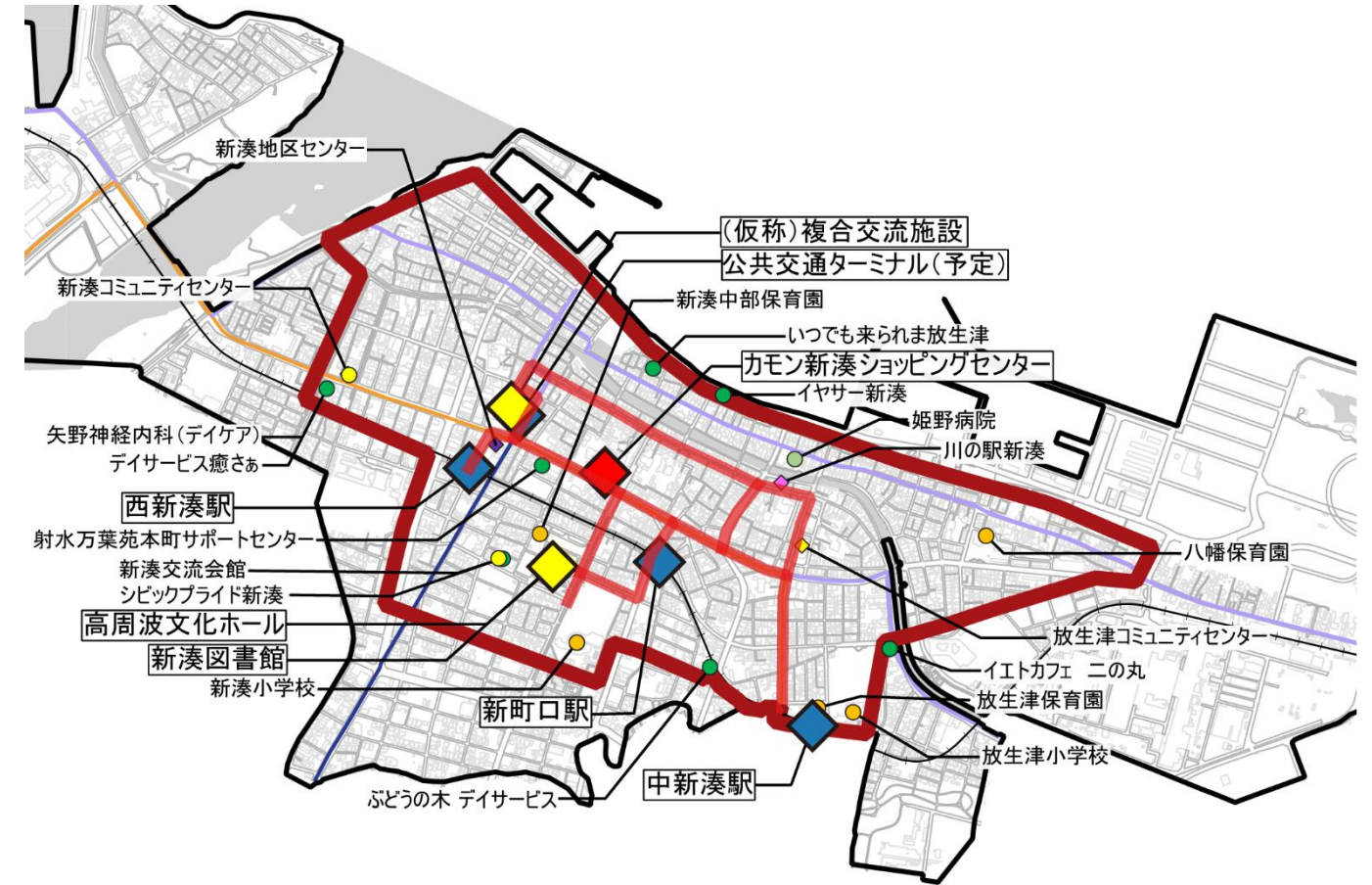


図 移動等円滑化促進地区・生活関連経路（新湊地区）



② 生活関連施設の設定

表 生活関連施設一覧（新湊地区）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		<ul style="list-style-type: none"> ・西新湊駅 ・新町口駅 ・中新湊駅 ・公共交通ターミナル（予定）
特別特定建築物	文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高周波文化ホール ・新湊図書館 ・（仮称）複合交流施設
	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・カモン新湊ショッピングセンター
特別特定建築物以外	官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新湊地区センター
	福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶどうの木 デイサービス ・デイサービス癒さぁ ・イヤサー新湊 ・イェトカフェ 二の丸 ・矢野神経内科（デイケア） ・射水万葉苑本町サポートセンター ・いつでも来られま放生津 ・シビックプライド新湊
	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・姫野病院
	文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> ・放生津コミュニティセンター ・新湊コミュニティセンター ・新湊交流会館
	学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・放生津小学校 ・新湊小学校 ・放生津保育園 ・八幡保育園 ・新湊中部保育園
	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・川の駅新湊

③ 移動等円滑化促進地区の特性

表 移動等円滑化促進地区の特性（新湊地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市中核拠点」に位置づけ（射水市都市計画マスタープラン全体構想） ・都市再生整備計画区域に位置づけ（新湊地区）
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	<ul style="list-style-type: none"> ・主要旅客施設から概ね半径 500m圏内の地区を選定（重点整備地区の設定なし、都市再生整備計画区域の設定あり）
(C) 地区面積	<ul style="list-style-type: none"> ・約 146ha
(D) 生活関連施設の立地・集積状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計 27 施設の生活関連施設が集積 ・生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物に該当するものが計 8 施設所在 ・上記の 8 施設は、相当数の高齢者や障がい者等が近接する施設間を徒歩で移動することが見込まれる施設
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口密度が高い地区を網羅 ・旧新湊庁舎跡地では、賑わい創出や地域活性化に向け、複合交流施設や公共交通ターミナル等を整備

(3) 大門・大島地区

① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路の設定

図 上位・関連計画に位置づけられている地区・生活関連施設の立地状況
・高齢者人口の分布状況（大門・大島地区）

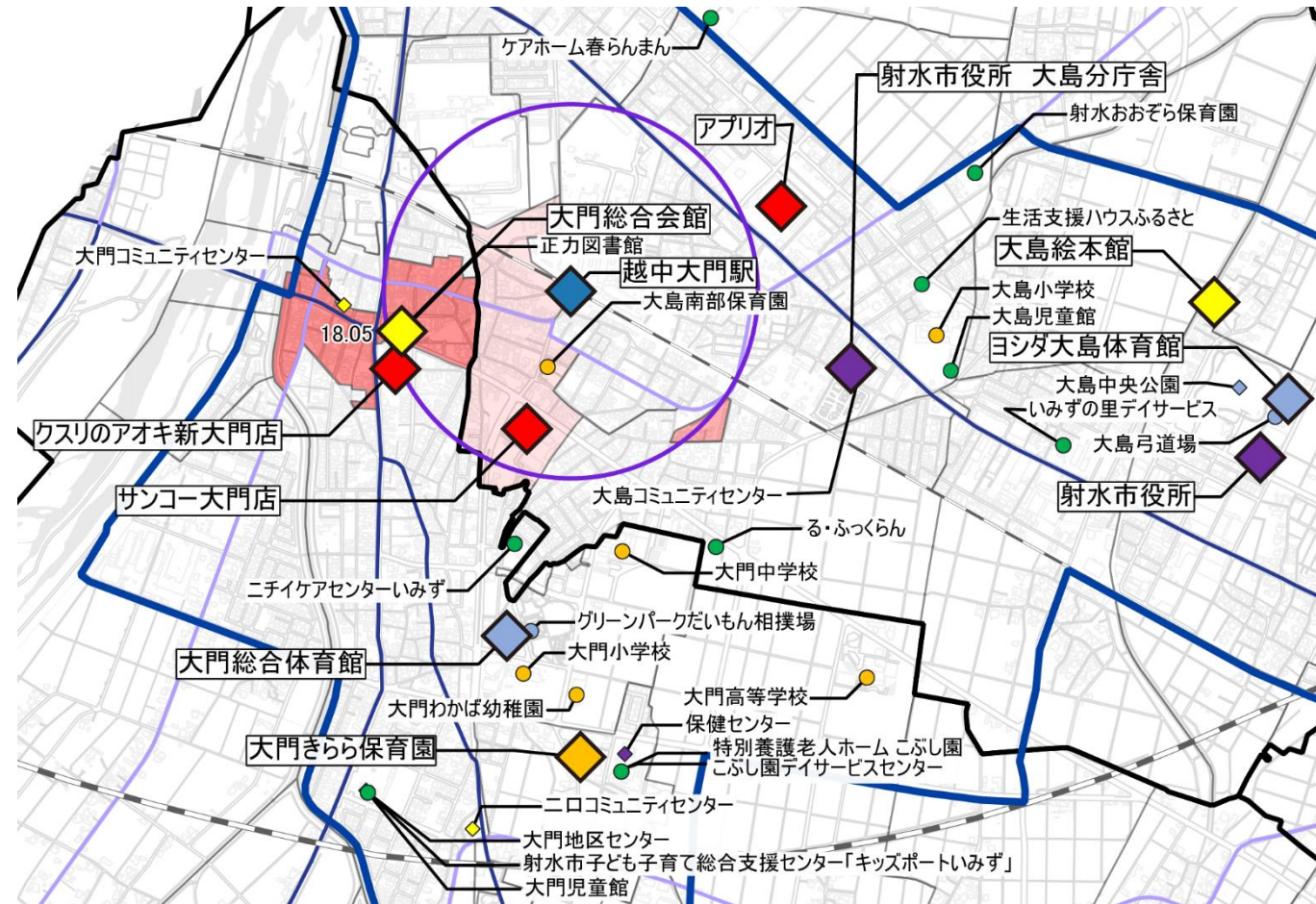
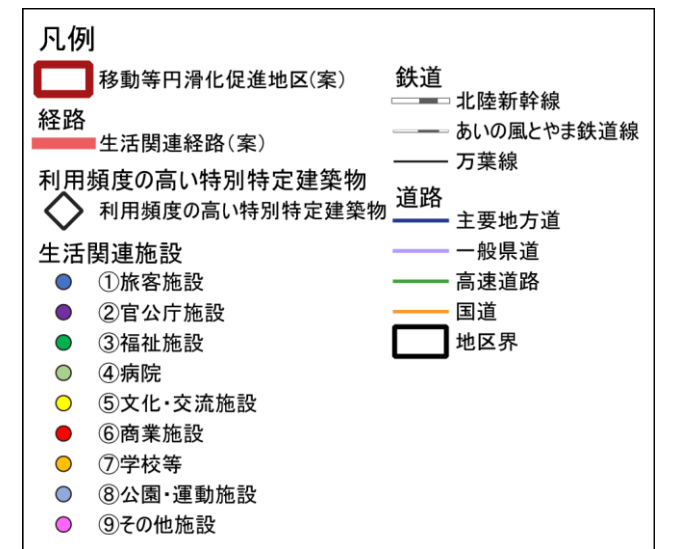


図 移動等円滑化促進地区・生活関連経路（大門・大島地区）



② 生活関連施設の設定

表 生活関連施設一覧（大門・大島地区）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		・越中大門駅
特別特定建築物	文化・交流施設	・大門総合会館
	商業施設	・クスリのアオキ新大門店 ・サンコー大門店
特別特定建築物以外	福祉施設	・ニチイケアセンターいみず
	文化・交流施設	・大門コミュニティセンター ・正力図書館
	学校等	・大島南部保育園

③ 移動等円滑化促進地区の特性

表 移動等円滑化促進地区の特性（大門・大島地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置づけ	・「地域居住拠点」に位置づけ（射水市都市計画マスタープラン全体構想） ・都市再生整備計画区域に位置づけ（大門・大島地区）
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	・主要旅客施設から概ね半径 500m圏内の地区を選定（重点整備地区の設定なし、都市再生整備計画区域の設定あり）
(C) 地区面積	・約 91ha
(D) 生活関連施設の立地・集積状況	・計 8 施設の生活関連施設が集積 ・生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物に該当するものが計 4 施設所在 ・上記の 4 施設は、相当数の高齢者や障がい者等が近接する施設間を徒歩で移動することが見込まれる施設
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	・高齢者人口密度が高い地区を網羅 ・越中大門駅周辺地区では、地区の交通拠点である駅前線を整備し、生活利便性の向上を促進

Ⅲ. 移動等円滑化促進に関する基本的な方針（案）

Ⅲ-1 基本理念（案）

- 「やさしさで支え合うまちづくり」 (総合計画 第2部第2章)
- 「快適で利便性の高いまちづくり」 (総合計画 第4部第2章)
- 「互いに助け合い支え合うまち 射水」 (地域福祉計画改定版 基本理念)
- 「みんなが活躍し 支え合うともにめざす健康長寿のまち 射水」
(高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画)
- 「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きる思いやりのまち・射水」
(第2次障がい者基本計画)

Ⅲ-2 基本目標・基本方針（案）

基本目標（1）安全で快適に暮らせる都市環境の形成

- 関係者ヒアリング調査・まち歩き点検での課題
- ・歩道の幅員の確保（狭小箇所の改善、側溝蓋の整備、植栽の適切な管理等）【歩道、踏切】
 - ・路面の段差解消（損傷箇所の修繕、植栽の適切な管理）【歩道、地下道、踏切】
 - ・歩行者動線や段差の明確化【横断歩道、地下道、踏切】
 - ・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【歩道、地下道】
 - ・音響式信号機や監視カメラの充実【横断歩道、地下道】

⇒ 基本方針-1 快適な歩行ネットワークの形成

- 関係者ヒアリング調査・まち歩き点検での課題
- ・出入口の幅員の確保【駅施設等】
 - ・路面の段差解消・明示（損傷箇所の修繕、融雪設備の改善、施設・歩道間の段差解消、出入口や階段の段差の明示）【駅施設】
 - ・車いす動線の確保（エレベーターの設置、スロープの設置・改善）【駅施設】
 - ・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【駅施設】
 - ・バリアフリー設備の充実（多目的トイレ、ベビーチェア等）
 - ・注意喚起の充実【駐車場出入口】

⇒ 基本方針-2 施設内の安全性・快適性の向上

基本目標（2）外出を促す都市環境の形成

- 関係者ヒアリング調査・まち歩き点検での課題
- ・施設案内の整備促進【地下道、公衆トイレ】
 - ・分かりやすい公共交通案内の提供（誰もが見やすく分かりやすい時刻表やマップの改善等）
 - ・券売機や窓口の車いす対応・視覚・聴覚障がい者対応の促進
 - ・バリアフリー経路の広報（バリアフリーマップ等）

⇒ 基本方針-3 情報提供方法の充実

- 関係者ヒアリング調査・まち歩き点検での課題
- ・日常生活に必要な移動手段の確保【公共交通】
 - ・誰もが利用しやすい車両の導入促進【公共交通】
 - ・定期点検や適切な修繕の実施促進【各施設】

⇒ 基本方針-4 公共交通の充実

基本目標（3）思いやりの心の醸成

- 関係者ヒアリング調査・まち歩き点検での課題
- ・高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解促進
 - ・交通マナーや施設利用マナーの啓発

⇒ 基本方針-5 バリアフリー意識の醸成

- 関係者ヒアリング調査・まち歩き点検での課題
- ・交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上（筆談対応やバス停への正着等）
 - ・心のバリアフリーの推進

⇒ 基本方針-6 人材の育成